

商標登録異議の申立て（小目次）

66—00 商標登録異議の申立て

1. 制度の趣旨
2. 制度の概要

平成8年改正法施行後（平9.4.1）の商標登録異議申立制度の概要フロー

66—01 商標登録異議の申立ての手續

1. 根拠規定
2. 登録異議の申立て
3. 登録異議の申立ての理由
4. 登録異議の申立てのできる時期
5. 登録異議の申立ての取下げ
6. 出願書類等の縦覧

【参考】商標法の付与後商標登録異議申立て理由、無効理由及び拒絶理由の比較

66—02 商標権者、商標登録異議申立人、参加人

1. 商標権者
2. 登録異議申立人
3. 参加人
4. 中断又は中止の効力

66—03 商標登録異議の申立ての方法

1. 登録異議申立書
2. 登録異議申立（書）及び登録異議申立事件に係る手續の不備について
3. 登録異議申立書の要旨の変更

66—04 商標登録異議の申立てについての審理

1. 審理機関と審判官

2. 審理範囲
 3. 登録の取消理由の通知
 4. 証拠調べ及び審尋
 5. 提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め
 6. 意見書の提出
 7. 意見書の提出後の審理
- 66—05 商標登録異議の申立てについての審理の方式
1. 審理の併合又は分離
 2. 書面審理と口頭審理
- 66—06 商標登録異議の申立てについての決定
1. 根拠規定
 2. 登録異議の申立てについての決定の種類
 3. 登録異議の申立てについての決定の手続
 4. 登録異議の申立てについての決定書に記載すべき事項
 5. 登録異議の申立てについての決定の確定
 6. 登録異議の申立てについての決定の効果
 7. 決定に対する不服の申立て
 8. 確定登録
 9. 商標公報への掲載
- 66—07 商標登録異議の申立てと審判との関係
1. 登録異議の申立てと無効審判
 2. 登録異議の申立てと取消審判

(改訂 H27.2)

66—00 T

商標登録異議の申立て**1. 制度の趣旨**

商標権付与後の登録異議申立制度は、商標登録出願の早期権利付与を促進するため、商標権付与前の登録異議申立制度を廃止する一方で、商標権の設定登録後の一定期間に限り広く第三者にその取消しを求める機会を与え、登録異議の申立てがあったときは特許庁が自ら登録処分 of 適否を審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることにより、登録に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成するため導入されたものである。

また、登録異議申立制度は、当事者間の具体的紛争の解決を主たる目的とするものではないことから、その申立てについては、具体的な利害関係を有する者に限ることなく、広く何人に対しても認めることとしている。

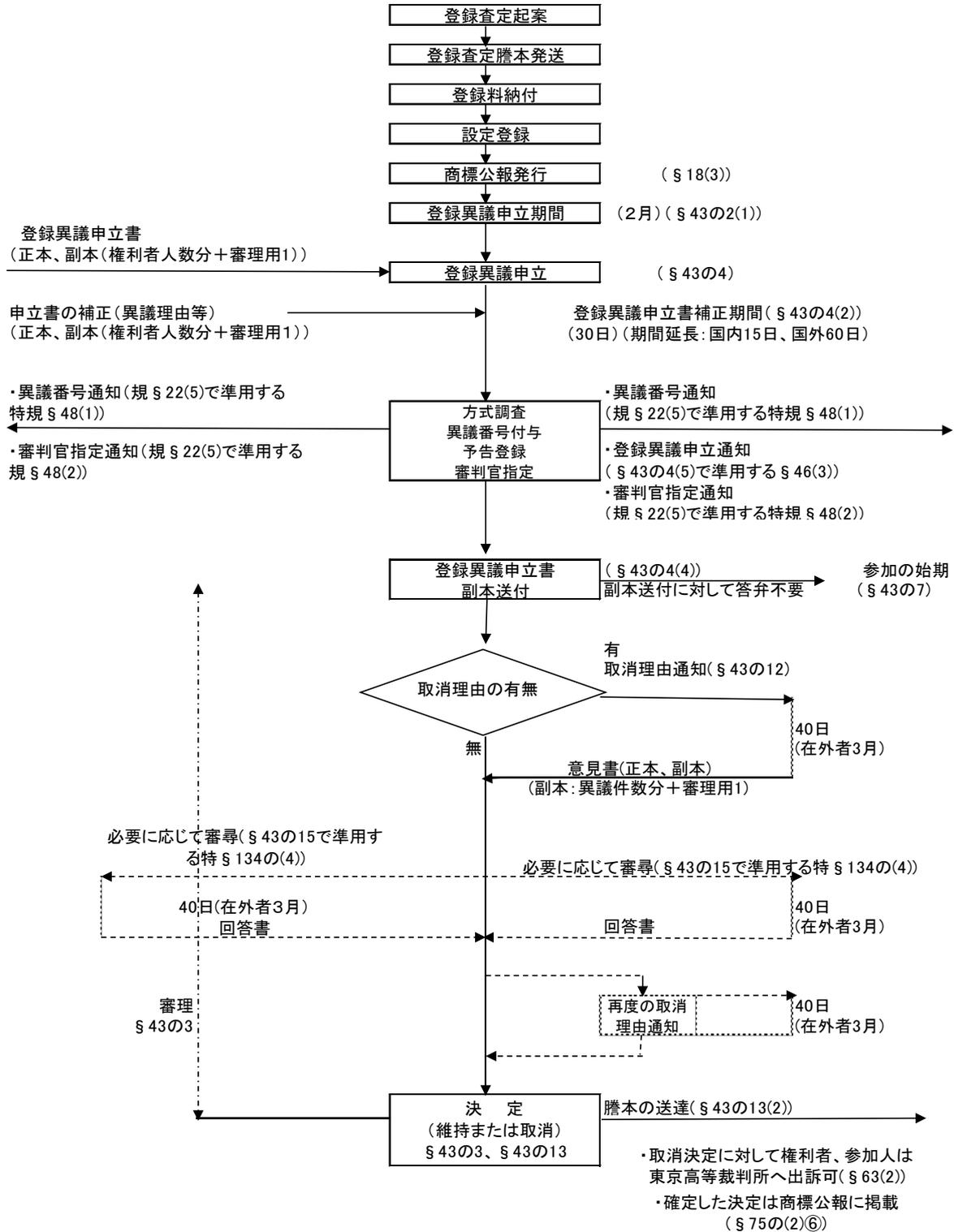
2. 制度の概要

登録異議申立制度は、何人も、商標掲載公報（登録後に発行される商標公報）発行の日から2月以内に限り、商標登録が商§43の2各号の一に該当することを理由として、その取消しを求めることができるとするもので、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

（商§43の2～§43の15）

（改訂 H27. 2）

平成8年改正法施行後（平9.4.1）の 商標登録異議申立制度の概要フロー



66—01 T

商標登録異議の申立ての手続**1. 根拠規定**

商 § 43 の 2（登録異議の申立て）

何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

- 一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。
- 二 その商標登録が条約に違反してされたこと。
- 三 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

2. 登録異議の申立て

- (1) 何人も商標登録が商 § 43 の 2 各号の一に該当することを理由として、登録異議の申立てをすることができる。

ただし、商標権の消滅（商標権の放棄を含む。）後においては登録異議の申立てをすることはできないと解される。

- (2) 二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに申立てをすることができる。

なお、平成9年4月1日以降の出願に係る登録には、多区分指定のものがあるが、多区分指定の登録についても区分に関わりなく指定商品又は指定役務ご

とに申立てをすることができる。

3. 登録異議の申立ての理由

登録異議の申立ての理由は、商 § 43 の 2 (§ 68④において準用する場合を含む。) に規定するものに限られ、これ以外の理由をもって登録異議の申立てをすることはできない。

(1) 商 § 43 条の 2 に規定する異議申立ての理由は以下のとおりである。

ア 第 1 号関係

商標登録の要件違反 (商 § 3)

不登録事由違反 (商 § 4①)

地域団体商標の登録要件 (商 § 7 の 2)

先願違反 (商 § 8①、②、⑤)

登録取消の場合の再登録禁止 (商 § 51② [§ 52 の 2②において準用する場合を含む] 及び商 § 53②)

外国人の権利の享有違反 (商 § 77③→特 § 25)

イ 第 2 号関係 条約違反

ウ 防護標章登録関係 (商 § 68④)

防護標章登録の要件違反 (商 § 64)

外国人の権利の享有違反 (商 § 77③→特 § 25)

(2) 拒絶理由との関係

商 § 15 に規定する拒絶理由との関係では、登録されている指定商品又は指定役務が適切な商品及び役務の区分に属するものとなっていない等商 § 6 (一商標一出願) に規定する要件を満たしていないことは登録異議の申立て理由とはされていない。

(3) 無効理由との関係

商 § 46①に規定する無効理由との関係では、冒認出願 (商 § 46①三)、登録がされた後において外国人の権利の享有できなくなったこと、条約違反となったこと (商 § 46①四) 及び公益的不登録事由 (商 § 46①五) に該当するに至ったことは登録異議の申立ての理由とはされていない。

(4) 商 § 53 の 2 に規定する取消審判との関係

登録異議の申立ての理由中には、条約違反が含まれているが、パリ条約の同盟国等において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をし、登録を得たこと（パリ条約 § 6 の 7(1)、WTO TRIPS 協定第 2 条 1、商標法条約 § 15）を理由としては、登録異議の申立てをすることはできない。この場合には商 § 53 の 2 に規定する取消審判のみを請求することとなる。

商標法では、商標権の設定の登録後におけるパリ条約 § 6 の 7 の実施は、取消審判（商 § 53 の 2）によってのみ行うこととしている（商 § 46 の無効審判の請求はできない）。

なお、パリ条約 § 6 の 7 では、「その権利を有する者は、登録異議の申立てができる」旨規定しているが、ここでいう「登録異議の申立て」とは、「付与前異議の申立て」をいうものであって、「付与後異議の申立て」は含まれないと解されている。

4. 登録異議の申立てのできる時期

- (1) 登録異議の申立ては、商標掲載公報の発行の日から 2 月以内（商 § 43 の 2）に限り行うことができる。
- (2) 登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならないこととされているが、登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示については、登録異議の申立て期間の経過後 30 日を経過するまでは要旨を変更する補正もすることができ（66—03 の 1. (3) 「商標登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示」参照）、また、遠隔又は交通不便の地にある者については、更にこの期間を延長することができる（商 § 43 の 4③）。

<延長できる期間>

- ◆在外者 . . . 60 日延長
- ◆国内在住であって遠隔又は交通不便の地（下記表参照）
にある者又はその代理人 . . . 15 日延長

東京都	伊豆諸島 小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

5. 登録異議の申立ての取下げ

（根拠規定）

商 § 43 の 11（申立ての取下げ）

登録異議の申立ては、次条の規定による通知（注 1）があった後は、取り下げることができない。

- 2 第五十六条第二項において準用する特許法第一百五十五条第三項（注 2）の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

（注 1）商標登録の取消理由通知

（注 2）審判の請求の取下げ

（参考）

特 § 155③

- 3 二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求するときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

登録異議の申立ての取下げは、特許庁から商標登録の取消理由の通知（商 § 43 の 12）がされるまではすることができ、二以上の指定商品又は指定役務に係る申立てである場合は、指定商品又は指定役務ごとにする事ができる。

6. 出願書類等の縦覧

（根拠規定）

商 § 18（商標権の設定の登録）

- 4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

商標権の設定の登録があったときは、登録番号、願書に記載した商標（登録商標）、指定商品又は指定役務等の事項を掲載した商標公報（「商標掲載公報」という。）の発行の日から2月間、特許庁において出願書類及びその附属物件が公衆の縦覧に供される（商 § 18③④）。

【参考】商標法の商標登録異議申立て理由、無効理由及び拒絶理由の比較

登録異議申立て理由	無効理由	拒絶理由
商標登録要件 商 § 3	同左	同左
不登録事由 商 § 4①	同左	同左
地域団体商標登録要件 商 § 7 の 2①	同左	同左
先願 商 § 8①②⑤	先願 商 § 8①②⑤	先願 商 § 8②⑤
登録禁止における 再登録禁止 商 § 51②, 商 § 52 の 2②, 商 § 53②	同左	同左
外国人の権利享有 商 § 77③→特 § 25	同左	同左
条約違反 商 § 43 の 2①二	同左	同左
5条5項の要件 商 § 43 の 2①三	同左	同左
		一商標一出願 商 § 6①②
	無権利者登録 商 § 46①四	
	後発的事由 商 § 46①五～七	

(改訂 H27. 10)

66—02 T

商標権者、商標登録異議申立人、参加人**1. 商標権者**

商標権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が商標権者である。

2. 登録異議申立人

登録異議申立制度は、「何人も」登録異議の申立てができる制度であり、利害関係人に限定されない。

なお、登録異議申立人が死亡した場合、合併により消滅した場合は、申立てについての地位を承継することはできない。

3. 参加人**(1) 根拠規定**

商 § 43 の 7 (参加)

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

商 § 43 の 7②、商 § 56①→特 § 148 (参加)

4 前項利害関係人の補助参加の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。

(2) 参加できる者

ア 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者でなければならない。

商標権についての権利を有する者とは、例えば専用使用権者、通常使用権者である。

イ 商標権者を補助するための参加でなければならない。

(3) 参加できる時期

参加は、すでに係属している登録異議の申立てについてするものであるから登録異議の申立てが係属中であって、登録異議の申立てについての決定前でない限りならない。

4. 中断又は中止の効力

(1) 根拠規定

商 § 43 の 6 (審理の方式等)

- 3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

商 § 43 の 7②、商 § 56①→特 § 148 (参加)

- 5 第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についてもその効力を生ずる。

商 § 43 の 7②、商 § 56①→特 § 149 (参加)

参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

- 2 審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。
- 4 前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。
- 5 第3項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(改訂 H27. 2)

66—03 T

商標登録異議の申立ての方法

1. 登録異議申立書

(1) 根拠規定

商 § 43 の 4①（申立ての方式等）

登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
- 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示

ア 登録異議申立人等

登録異議申立書には、登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

イ 申立てに係る商標登録の表示

登録異議申立書には、商標登録番号、登録異議の申立ての対象となる商品及び役務の区分と指定商品又は指定役務を記載しなければならない。

(3) 商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

ア 登録異議の申立ての理由

商標登録異議申立書には、申立てに係る指定商品又は指定役務が商 § 43 の 2 各号の一に該当する理由についての登録異議申立人の主張を記載しなければならない。

申立ての理由には、通常、

- (ア) 本件登録商標の出願から登録に至るまでの経緯
- (イ) 申立ての対象となる登録商標、指定商品（役務）並びに登録を取り消すべき法律上の根拠及び証拠の表示

(ウ) 登録を取り消すべき具体的理由

等が記載される。

イ 必要な証拠の表示

証拠が必要な登録異議の申立てについては、申立ての理由として主張する具体的な事実を立証するための証拠の表示をしなければならない。

証拠方法としては、文書、検証物、当事者本人、鑑定人、証人がある。

(4) 商標登録異議申立書の副本提出

登録異議申立書を提出するときは、商標権者に送付するために必要な数の副本、及び審理用の副本1通を提出しなければならない(商施規 § 22①→特施規 § 4)。

(5) 登録異議の申立てがあった場合の手続

ア 登録異議申立書副本の送付

審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない(商 § 43 の 4④)。なお、当該登録の商標権者が代理人へ委任をしている場合には、その代理人に対し登録異議申立書の副本を送付する。

登録異議申立書副本は、登録異議理由の補充期間経過後に送付することとし、複数の登録異議の申立てがあったときはまとめて送付する。

商標権者は、この副本に対し、意見を述べることは要しない。なお、登録の取消理由の通知があったときに意見を述べる機会が与えられる(→66—04 の 3.)。

イ 専用使用権者等への通知

審判長は、登録異議の申立てがあったときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他商標登録に関し登録した権利を有する者に通知する(商 43 の 4⑤→商 § 46④)。

ウ 登録異議の申立ての予告登録

登録異議の申立てがあったときは、商標登録原簿に予告登録する(商登令 § 1 の 2 二)。

エ 商標公報への掲載

登録異議の申立てがあったときは、その旨を予告登録した後に商標公報(特許庁公報(公示号))に掲載する(商 § 75②五)。

2. 登録異議申立（書）及び登録異議申立事件に係る手続の不備について

(1) 根拠規定

商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 133（方式に違反した場合の決定による却下）

審判長は、請求書が第百三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命じることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき（注1）

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

三 手続について第百九十五条第一項又は第二項の規定（注2）により納付すべき手数料を納付しないとき

3 審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、決定をもってその手続を却下することができる。

4 前項の決定は、文章をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。
（注1）特 § 71①～③（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）、§ 9（代理権の範囲）

（注2）商 § 43 の 15 において準用する場合は、商 § 76①②（手数料）と解する。

商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 135（不適法な審判請求の審決による却下）

不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってこれを却下することができる。

商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 133 の 2（不適法な手続の却下）

審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法

な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない

3 第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

(2) 登録異議申立（書）の不備と処分

ア 補正指令と登録異議申立書の却下

登録異議申立書の方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正しないときは、審判長は決定をもって当該登録異議申立書を却下する（商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 133③）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下

不適法な登録異議の申立て（期間徒過等）については、補正を命じることなく審判官の合議体の決定をもって却下する（商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 135）。

(3) 登録異議申立（書）以外の登録異議申立事件に係る手続の欠陥と処分

登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続（例えば、登録異議申立人住所変更届、代理人変更届等をいう。以下「登録異議申立書以外の手続」という。）について不備があった場合は、以下の手続を行う。

ア 補正指令と手続の却下

登録異議申立書以外の手続についての方式違反又は手数料不備の場合は、審判長による補正命令を行う。

当該補正命令に対し、指定期間内に補正がされないときは、審判長は決定をもって当該手続を却下する（商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 133①）。

イ 不適法な手続の却下

審判長は、登録異議申立書以外の手続において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

審判長は、登録異議申立書以外の手続を却下しようとするときは、手続を

した者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与える（商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 133 の 2②）。

(4) 却下の決定に対する不服申立て

ア 登録異議申立書の却下の決定に対する不服申立て

上記(2)アの登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に対し提起することができる（商 § 63①）。

イ 不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対する不服申立て

上記(2)イの不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対しての不服申立てはすることができない（商 § 43 の 15②、商 § 43 の 3⑤、商 § 56①→特 § 135）。

ウ 登録異議の申立てに係る手続の却下の決定に対する不服申立て

上記 1. の登録異議申立書以外の手続の却下の決定に対する不服申立ては、行政不服審査法による審査請求をすることができる（商 § 63 の 2→特 § 184 の 2）。

3. 登録異議申立書の要旨の変更

(1) 根拠規定

商 § 43 の 4②、③（申立ての方式等）

2 前項の規定(注 1)により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第四十三条の二に規定する期間(注 2)の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項(注 3)についてする補正については、この限りでない。

3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

（注 1）登録異議申立書の記載事項

（注 2）登録異議申立期間

（注 3）登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

(2) 登録異議申立書の要旨を変更する補正

ア 登録異議申立人の氏名等、商標登録の表示の補正

（ア）登録異議申立人の氏名等

登録異議申立人の氏名又は名称の補正であって、その補正の結果、登録異議申立人の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

(イ) 登録異議の申立てに係る商標登録の表示の補正

商標登録番号又は登録異議の申立ての対象となる指定商品又は指定役務の表示の補正であって、その補正の結果、登録異議の申立ての対象の同一性が失われる場合は、要旨の変更となる。

なお、登録異議の申立ての対象となる指定商品、指定役務の削除は、要旨変更該当しないものとする。ただし、申立ての対象となる指定商品又は指定役務の削除は、取消理由の通知前に限る。

イ 登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示の補正

登録異議の申立ての理由又は必要な証拠の表示について、登録異議の申立ての理由及び証拠の補充をすることができる期間経過後に、その要旨を変更する補正はこれを採用しない。

具体的には、登録異議の申立ての根拠条文や証拠の追加、変更は認めない。

上記ア、イにおいて、要旨を変更するものか否かの判断は、登録異議申立書全体に基づいて行う。

(改訂 H27. 2)

66—04 T

商標登録異議の申立てについての審理

1. 審理機関と審判官

(1) 審理機関

商 § 43 の 3①（決定）

登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

商 § 43 の 5、商 § 56①→特 § 136②（審判の合議制）

前項の合議体の合議は、過半数により決する。

商標権付与後の異議申立制度は、登録処分 of 適否を審理するものであり、その手続は、審理の公平性・独立性を十分に担保する必要があるとともに、手続において、審理の的確性を担保する必要があるため、審判官の合議体により審理を行うこととした。

(2) 審判官の指定

ア 根拠規定

商 § 43 の 5、商 § 56①→特 § 137（審判官の指定）

特許庁長官は、各審判事件（…略…）について前条第一項（注）の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

- 2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充しなければならない。

（注）審判の合議制

イ 審判官の指定通知

商施規 § 22⑤→特施規 § 48②

（ア）審判官の指定が行われた場合は、当該審判官の氏名を、商標権者、登録

異議申立人及び参加人に通知する。

(イ) 審判官の変更が行われた場合は、当該審判官の氏名を、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審判長の権限

商 § 43 の 5、商 § 56①→特 § 138 (審判長)

特許庁長官は、前条第一項(注)の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

(注)審判官の指定

(4) 除斥又は忌避の申立て

ア 根拠規定

商 § 43 の 5、商 § 56①→特 § 139 (審判官の除斥)

審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

1 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき又はあったとき。

2 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあったとき。

(3～7号項略)

商標権者、登録異議申立人又は参加人は、審判官の除斥又は忌避の申立てをすることができる。

なお、商 § 43 の 5 及び商 § 56①において準用する特 § 137 では、審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充しなければならないと規定しているが、この「故障がある者」には、病気等による場合の他、除斥又は忌避に該当する者も含まれる。

2. 審理範囲

(1) 根拠規定

商 § 43 の 2 柱書 (登録異議の申立て)

何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商

標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

(各号略)

商 § 43 の 3②、④ (決定)

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定(以下「取消決定」という。)をしなければならない。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

(注)登録異議の申立ての理由

商 § 43 の 9 (職権による審理)

登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

商 § 43 の 11① (申立ての取下げ)

登録異議の申立ては、次条(注)の規定による通知があった後は、取り下げることができない。

(注)取消理由の通知

(2) 審理の対象となる指定商品又は指定役務

審理の対象となる指定商品及び指定役務の範囲は、登録異議の申立てがされた指定商品及び指定役務に限られる。

複数の登録異議の申立てがされている場合であって、併合審理がされているときは、当該併合された登録異議の申立てにより申し立てられている指定商品及び指定役務はすべて審理の対象になる。

(3) 登録異議の申立てについての審理

登録異議の申立てについての審理は、審査官による審査を経た後に、登録異

議の申立てを待って審理しているものであるから、基本的には、登録異議申立人が申し立てている理由、提示している証拠に基づいて審理を行う（例1）。

また、登録異議の申立てにおける審理は、登録異議申立人が申し立てない理由についても審理することができる。例えば、登録異議の申立てで提出していない文献の採用（例3）、それに伴う適用条文の適用（例4）等である。

例1．登録異議の申立てにおける理由（証拠）から取消理由となり得るものを採用して審理する場合

登録異議申立人の主張（証拠A、Bを提出している）を採用（証拠AとBを採用）して取消理由を通知する。

例2．複数の登録異議の申立てがあった場合、それらの登録異議の申立てにおける理由・証拠から取消理由になり得るものを選択して審理する場合

登録異議申立人甲が証拠A、Bを、同乙が証拠C、Dを提出していることから、この証拠中AとDを採用して取消理由を通知する。

例3．登録異議申立人が提出していない証拠をも採用して審理する場合

登録異議申立人の提出にかかる証拠A、Bに加え、審判官が発見した証拠Cを用いて取消理由を通知する。

例4．登録異議申立人が主張していない適用条文を適用する場合

登録異議の申立ての理由においては、当該登録商標は、商§3①三に該当すると主張しているが、提出にかかる証拠等によっては商§4①十六にも該当するときは、商§3①三及び商§4①一六を取消の根拠条文として取消理由を通知する。

(4) 登録異議の申立てが取り下げられた場合

登録の取消理由の通知がされる前は登録異議の申立てを取り下げることができる（商§43の11）。

ア 全ての登録異議の申立て（複数の申立てがある場合は全部の申立て）が取り下げられた場合には、当該商標登録に対する登録異議の申立てについての審理は終了し、商標権者及び参加人に登録異議の申立てが取り下げられた旨を通知する（商施規§22⑤→特施規§50の5）。

イ 登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務の一部について取り下げられた場合は、取り下げられた指定商品又は指定役務を除いて審理を続行する。

ウ しかし、取消理由の通知があった後は、登録異議の申立てを取り下げることとはできないとされているので審理を続行させる。

3. 登録の取消理由の通知

(1) 根拠規定

商 § 43 の 12 (取消理由の通知)

審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

登録異議申立制度は登録の見直しであるとする性格、及び異議申立てについての審理を迅速かつ的確に行うという要請から、登録異議申立制度においては、合議体による取消理由通知及びこれに対する商標権者の意見書等の提出を基本とするものである。なお、取消理由がないときは、登録維持の決定を行う（商 § 43 の 3④）こととなる。

(2) 取消理由通知の手続

登録異議申立てがあったときは、登録異議申立書副本を商標権者に送付する（→66—03 の 1. (5) ア「登録異議申立書の副本送付」）。

上記副本送付の後、審判長が登録を取り消すべき決定をしようとするときは、商標権者に対し、取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与える。

したがって、商標権者は、取消理由通知を待って意見書を提出すれば足りるもので、登録異議申立書副本に対して答弁書を提出する必要はない。

(3) 取消理由通知の起案

ア 登録異議申立ての審理に当たっては、全ての申立ての理由及び証拠について検討する。

イ 検討の結果、取消理由がないと認められるときは、登録を維持すべき旨の決定を行う。

ウ 検討の結果、取消理由があると認める場合には、これを取消理由通知（取消理由が複数ある場合は、事案に応じて、原則、全ての理由）として起案する。

登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指

定役務について取消理由があるときは、その取消理由のある指定商品又は指定役務を明示して取消理由を通知する。

取消理由を通知する場合は、原則、一つの通知書によることとするが、取消理由が複数の区分にわたり適用条文も異なる場合等内容によっては複数の取消理由通知書とすることができる。

エ 上記ウにおいて、例えば、同じ適用条文について複数の取消理由がある場合は、適切なものを拒絶理由として採用する等、事案に応じ、効率的・合理的な取消理由通知を起案する。

オ 取消理由通知の起案に当たっての留意点

(ア) 登録後の審理であることから、取消理由通知は慎重に行う。

(イ) 意見書により、何度も取消理由を通知することとならないようにする。

(ウ) 複数の取消理由がある場合には、取消決定の取消訴訟において登録を取消すべき旨の決定が取り消された場合に、再度、別の取消理由をもって取消すべき旨の決定を行うことがないよう留意する。

4. 証拠調べ及び審尋

(1) 根拠規定

商 § 43 の 8 (証拠調べ及び証拠保全)

第五十六条第一項において準用する特許法第百五十条及び第百五十一条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 134④ (審判の規定の準用)

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(2) 証拠調べ

ア 証拠調べ

登録異議申立人等が証拠調べを申し出ており、合議体が証拠調べを行う必要があると判断した場合は、証拠調べを実施する。

イ 証拠調べと取消理由通知

証拠調べの結果、登録を取り消すべきと判断した場合は、商標権者に取消理由を通知し、意見書を提出する機会を与える。

(3) 審尋

合議体がその判断を適切に行うため、商標権者又は登録異議申立人等の意見等を求める必要がある場合は、審尋を行う。

[審尋の例]

例1 登録異議申立てについての審理に際し、取消理由の有無の適正な判断のために、必要と認められる場合は、商標権者に対し登録異議申立書に対する意見を求める。

例2 商標権者から提出された意見書において主張されている事項について取消理由の有無の適正な判断のために必要と認められるときは、登録異議申立人に意見を述べる機会を与える。

登録異議申立人に審尋をするときは、合議体が必要と判断する場合には、商標権者の提出した意見書及び取消理由通知の写し等を送付する。

5. 提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、決定書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、商標権者、登録異議申立人又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その商標権者、登録異議申立人又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（商施規 § 22⑤→特施規 § 50 の 11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイトを参照。）

6. 意見書の提出

(1) 根拠規定

商 § 43 の 12（取消理由の通知）

審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(2) 意見書

商標権者は、取消理由が通知されたときは、指定期間内に意見書を提出することができる。

なお、商標法では、登録商標の訂正若しくは指定商品又は指定役務の減縮等の訂正は一切認めていない。

(3) 意見書の副本提出

商標権者は、意見書を提出するときは、登録異議申立人に送付するために必要な数の副本及び審理用の副本を1通提出しなければならない（商施規 § 22⑤ → 特施規 § 50 の 4）。

7. 意見書の提出後の審理

- (1) 意見書を参酌しても依然として取消理由により登録を取り消すべきと判断した場合は、商標登録の取消決定を行う。
- (2) 取消理由によっては、登録を取り消すべきでないと判断した場合は、商標登録の維持の決定を行う。

(改訂 R1.6)

66—05 T

商標登録異議の申立てについての審理の方式**1. 審理の併合又は分離****(1) 根拠規定**

商 § 43 の 10 (申立ての併合又は分離)

同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

審理の併合について

ア 商標権付与前の登録異議申立制度については、複数の登録異議の申立てがされた場合、原則として、これらのすべてに対し登録異議決定を行わなければならないため、①複数の登録異議の申立てがされた場合に登録が遅れることや、②各登録異議の申立てごとに答弁が必要となり、商標権者の答弁負担が大きい、という問題も有していた。

イ このため、商標権付与後の登録異議の申立てへの移行に併せ、迅速かつ効果的な登録異議の申立ての審理を行うため、複数の登録異議の申立てがされた場合にあっては、原則としてこれらの審理を併合して行うこととし、登録の取消又は維持について一つの決定を行うこととしたものである。

(2) 審理の併合**ア 審理の併合の原則**

同一の登録に複数の登録異議の申立てがあったときは、適法な登録異議の申立てについては、特別の事情がない限り審理が併合されることから、各登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務又は申立ての理由・証拠が同じであるか否かにかかわらず、これらの審理は併合して行うこととする。

イ 特別の事情

「特別の事情」とは、審理を併合することがかえって審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると認められる場合である。

例えば、複数の登録異議の申立ての一について登録異議申立書の却下がされ、当該決定に対し訴えが提起されたような場合である。

ウ 審理の併合の効果

(ア) 併合された後の手続

審理が併合されると、その後の取消理由通知、意見書の提出、登録異議の申立てについての決定等の手続は、一つでされる。

(イ) 提出書類、証拠方法等の利用

審理が併合された場合には、それぞれの登録異議の申立てにより提示又は提出された証拠方法等は、併合されたすべての登録異議の申立てについての審理において利用することができる。

エ 審理の併合に関する手続

(ア) 複数の登録異議の申立てがされた場合は、原則として、審理を併合することとされているので、審理を併合する旨の通知は行わない。

(イ) 審理の併合をしない場合の手続

複数の適法な登録異議の申立てがあり、一部の登録異議の申立てを併合しないで本案審理を行う場合には、その旨を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審理の分離

ア 審理の分離の前提

審理の分離をすることができるのは、すでに併合して本案審理がされている場合に限られる。

イ 分離された場合

審理が分離されるのは、複数の登録異議の申立てについて併合して審理したが、併合審理を続行することが審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると判断される場合である。

ウ 審理の分離の効果

審理が分離された登録異議の申立ては、別の手続で審理され決定される。

審理が分離されるまでに提出された書面等の資料は、双方の手続に共通に

効力を有する。

エ 審理の分離の手續

審理の分離を行う場合には、その旨を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

2. 書面審理と口頭審理

(1) 根拠規定

商 § 43 の 6①（審理の方式等）

登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとするができる。

商 § 43 の 6②、商 § 56①→特 § 145③（審判における審理の方式）

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

(2) 書面審理の原則

登録異議申立制度は、特許庁による取消理由通知及びこれに対する意見書等の提出を基本とした制度であるから、同制度においては、書面審理を原則として、例外として口頭審理によることが規定されている（商 § 43 の 6①）。商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立て又は職権により口頭審理による審判をするときは、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する（商 § 43 の 6②、商 § 56①→特 § 145③）。

（改訂 H27. 2）

66—06 T

商標登録異議の申立てについての決定**1. 根拠規定**

商 § 43 の 3②、④（決定）

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号(注)の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

(注)登録異議の申立ての理由

商 § 43 の 13（決定の方式）

登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。

- 一 登録異議申立事件の番号
- 二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る商標登録の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

2. 登録異議の申立てについての決定の種類

登録異議の申立てについての決定には、

- (1) 不適法な異議申立（書）に対する「登録異議の申立てについての決定」による却下（商 § 43 の 15→商 § 56①→特 § 133③、特 § 135）（→66—03 の 2. ）、及び
- (2) 本案審理を経た「登録異議の申立てについての決定」（商 § 43 の 3②、④）がある。

（参考）

登録異議申立書を却下する「登録異議の申立てについての決定」は、商 § 43 の 15 及び商 § 56①において準用する特 § 133 に基づくものであり、また、登録異議申立書以外の登録異議手続を却下する決定は、商 § 43 の 15 及び商 § 56①において準用する特 § 133 の 2 に基づくものである（→66—03 の 2. ）。

3. 登録異議の申立てについての決定の手続

(1) 複数の登録異議の申立てがされている場合

ア 複数の登録異議の申立てがなされている場合には、原則、審理が併合されていることから、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

また、登録異議の申立てが、複数の商品及び役務の区分にわたる指定商品又は指定役務に対し申し立てられている場合も、これらの各区分の指定商品又は指定役務について、登録を取り消すか、登録を維持するかのいずれかの判断の内容を、一つの決定書に記載する。

イ 登録異議の申立てがされている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務についてのみ取消理由があると認められる場合は、その指定商品又は指定役務について登録取消の決定をし、その他の指定商品又は指定役務については登録維持の決定を一つの決定書に記載する。

(2) 複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合

複数の登録異議の申立て中に不適法な申立てがある場合は、適法な登録異議の申立てについての決定とは別に、不適法であると判断された時点で当該登録異議の申立てを却下する。

なお、この場合、不適法な登録異議の申立ては審理の併合の対象とならない。

(3) 登録異議の申立てについての決定の謄本の送達

決定があったときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する。

なお、審理終結の通知は行わない。

4. 登録異議の申立てについての決定書に記載すべき事項

登録異議の申立てについての決定には、登録異議申立事件の番号、商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名等、商標登録の表示、結論及び理由、決定の年月日を記載する。

5. 登録異議の申立てについての決定の確定

登録異議の申立てについての決定は、登録取消の決定がされた場合は、不服申立ての期間が徒過した時点をもって確定し、登録維持の決定がされた場合は、決定の謄本の送達があったときをもって確定する。

6. 登録異議の申立てについての決定の効果

登録取消の決定が確定したときは、商標権は初めから存在しなかったものとみなされる（商§43の3③）。

なお、登録されている指定商品又は指定役務中の一部の指定商品又は指定役務について取消の決定が確定した場合は、該当する指定商品又は指定役務に係る商標権のみが初めから存在しなかったものとみなされることとなる。

7. 決定に対する不服の申立て

(1) 根拠規定

商§43の3⑤（決定）

5 前項の決定(注)に対しては、不服を申し立てることができない。

(注)登録維持の決定

商§43の15②（審判の規定の準用）

2 第四十三条第三第五項の規定は、前項において準用する第百三十五条の規定(注)による決定に準用する。

(注)不適法な登録異議の申立てについての決定

商 § 63 (審決等に対する訴え)

取消決定又は審決に対する訴え……及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

商 § 63②→特 § 178②～⑥ (審決等に対する訴え)

- 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。
- 3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があった日から三十日を経過した後は、提起することができない。
- 4 前項の期間は不変期間とする。
- 5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。
- 6 審判を請求できる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(2) 訴えを提起することができる決定

ア 登録取消の決定

商標権者は、登録取消の決定について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

イ 登録異議申立書の却下の決定

登録異議申立人は、登録異議申立書の却下の決定(商 § 43 の 15①→商 § 56 ①→特 § 133③)について東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

上記ア、イの決定に対しては、行政不服審査法による不服を申し立てることはできない(商 § 77 条→特 § 195 の 4)。

ウ 登録異議申立書以外の登録異議申立事件に係る手続の却下の決定

登録異議申立書以外の登録異議手続についての却下の決定(商 § 43 の 15 ①→商 § 56①→特 § 133 の 2①)を受けた者は、行政不服審査法により不服を申し立てることができる(商 § 63 の 2→特 § 184 の 2)。

(3) 訴えを提起することができない決定

ア 登録維持の決定（商 § 43 の 3④）

イ 登録異議の申立ての却下の決定（商 § 43 の 15①→商 § 56①→特 § 135）

上記ア、イの決定に対し、行政不服審査法により不服を申し立てることはできない（商 § 43 の 3⑤、商 § 43 の 15②、商 § 77⑦→特 § 195 の 4）。

(4) 出訴期間

上記(2)ア及びイの訴えは、決定の謄本の送達があった日から 30 日以内（在外者の付加期間は 90 日）にすることができる（商 § 63②→特 § 178③）。

(5) 被告

決定に対する訴えの被告は、特許庁長官である（商 § 63②→特 § 179）。

8. 確定登録

登録異議の申立てについての決定が確定したときは、登録する（商登令 § 1 一）。

9. 商標公報への掲載

登録異議の申立てについての確定した決定を商標公報に掲載する（商 § 75② 六）。

確定した登録異議の申立てについての決定は、審決公報に掲載される。

（改訂 H27. 2）

66—07 T

商標登録異議の申立てと審判との関係**1. 登録異議の申立てと無効審判****(1) 無効審判と登録異議の申立てが同時係属した場合の審理**

ア 無効審判と登録異議の申立てが同時に同じ登録（指定商品又は指定役務全部又は一部が同じ場合）について係属した場合には、原則として登録異議の申立ての審理を優先して行う。

イ 登録異議の申立ての審理に際し、無効審判手続が既に進行しており無効審判が早期に結審できるとき、又は商標権者・無効審判請求人において当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求めているとき等であつて、合議体が適切と認める場合は無効審判を優先して審理することができる。

(ア) 登録異議の申立てと無効審判とは種類の異なる手続であることから、併合して審理することはできない。

(イ) 同じ登録についての登録異議の申立てと無効審判が同時に係属した場合、これらを並行して審理するという考え方もあり得るが、両者を並行して審理すると、

- a 商標権者にとってみると、同時期に両手続に対応する必要があること、
- b 両手続の一方が無効（取消）となる場合は、他方については本案審理する必要がなく、特許庁及び商標権者に無用な負担が生じること、
- c 同一理由・同一証拠に基づき両手続が行われている場合に、矛盾した結果が生じることは望ましくないことから、一方を優先して審理するのが適切である。

(ウ) 登録異議申立制度と無効審判制度とを比較すると、

- a 登録異議申立制度においては、登録異議の申立てがあつても取消理由がないと判断されるときは直ちに登録維持の決定がされること、
- b 無効審判においては、弁駁書が提出されるケース、及び理由・証拠が時

出できることから再答弁がされるケースが多いのに対し、登録異議申立てにおいてはこれらのケースが比較的少ないと予想されること、

- c 登録維持の決定に対しては不服を申し立てることができないことから、登録異議の申立てにおける決定の方が無効審判における審決よりも一般的には早く確定するものと考えられる。

(エ) 他方、時期的にみると、登録異議の申立てについての方式が完備するまでに相当の期間を要したとき等には、登録異議の申立てへの審理着手する際に無効審判について早期に終結できる場合もあり得る。このような場合であって、合議体が適切と判断するときは、無効審判を優先して審理することが適切である。

(オ) また、商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求める場合等には、無効審判を優先的に審理することが適切な場合もあり得る。

(カ) したがって、両手続が同時に係属した場合には、原則、登録異議の申立ての審理を優先することとし、無効審判手続が進行しており早期に結審できる場合等であって合議体が適切と認める場合には、これを優先して審理することとする。

(2) 具体的取扱い

ア 無効審判について早期に結審できる場合

登録異議の申立ての審理にあたって、無効審判について早期に結審できる場合は、先に無効審判について審決する。この場合、登録異議の申立ての審理は、

- (ア) 登録を無効とする審決の場合、原則として審決の確定を待って行う。
- (イ) 審判請求を不成立とする審決の場合、原則として審決の確定を待たずに行う。

イ 無効審判の優先処理を求められた場合

商標権者が、当該商標登録に係る紛争が存在し、無効審判を先に審理するよう主張しており、合議体が適切と認める場合には、無効審判を優先して審理する。

ウ 上記ア、イ以外の場合は、原則として無効審判の手続を中止し、登録異議

の申立てを優先して審理し、確定後に無効審判の審理を続行する。

(3) 手続の中止 (→26—01 の 6.)

(根拠規定)

商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 168① (訴訟との関係)

審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

ア 無効審判又は登録異議の申立てのいずれか一方の審理を優先したときは、必要に応じて他方の手続を中止する (商 § 43 の 15、商 § 56①→特 § 168)。

中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられている (東高判昭 23. 5. 28 (昭 22 (オ) 11))。

また、中止申立権を認めたものではない (大判昭 13. 11. 28 (昭 13 (オ) 1270))。

イ 手続の中止を行う場合は、中止通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

手続の中止を解除する場合は、中止解除通知書を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

ウ 中止通知書に対し、商標権者、登録異議申立人及び参加人から中止の判断についての意見が上申書等で提出された場合は、これを考慮する。

2. 登録異議の申立てと取消審判

(1) 登録異議の申立てと取消審判の同時係属

登録異議の申立てが係属している場合であっても、商標権者若しくは専用使用権者又は通常使用権者による不正使用による取消審判 (商 § 51、商 § 53)、類似商標の分離移転に係る登録商標の混同による取消審判 (商 § 52 の 2) 又は代理人・代表者による登録の取消審判 (商 § 53 の 2) の請求はできる。

なお、不使用取消審判 (商 § 50) は、設定登録後 3 年経過しないと請求できない。

(2) 登録異議の申立てと取消審判とが同時係属した場合の審理

同じ登録についての登録異議の申立てと取消審判とが同時に係属した場合

には、登録異議の申立てによる取消の確定決定と上記取消審判による取消の確定審決とでは商標権の消滅時期（登録異議の申立てによる取消確定の決定：商 § 43 の 3③、取消審判による取消の確定審決：商 § 54）が異なることを考慮して、原則、登録異議の申立ての審理を優先して行う。

ア この場合に取消審判は、その手続を中止し、登録異議の申立ての審理が終了し登録異議の申立てについての決定が確定した後取消審判の手続の中止を解除し再開する。

イ 登録異議の申立てについての決定があった場合

取消審判の審理は、当該登録異議の申立てについての決定が、

(ア) 登録を取り消す決定の場合は、決定の確定を待って行う。

(イ) 登録を維持する決定の場合は、直ちに行う。

(改訂 H27. 2)